

通信端末修理費用保険特典ご利用規約

第1章 総則

第1条（規約の適用）

通信端末修理費用保険特典ご利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社ハイホー（以下「当社」といいます。）が提供する「With ペットプラン」、「hi-ho ひかり セレクト（H）」または「hi-ho with アカデミック」（以下、総称して「本サービス」といいます。）に付帯された「通信端末修理費用保険特典」（以下「本特典」といいます。）の利用に適用されるものとします。

第2条（本規約の変更）

当社は、民法第548条の4の規定に従い、hi-ho サービスのホームページ上に掲出する方法等により利用者への周知を行うことにより、この本規約を相当な範囲内で変更することができるものとします。変更の内容は、当社が定める発効日より効力を有するものとします。

第3条（概要）

本サービスに付随関連して、利用者が所有し、使用するインターネット接続が可能な通信機器（モバイルルーター、モバイルゲーム機、モバイル音楽プレーヤー、ノートパソコン、デスクトップパソコン、スマートフォン、スマートウォッチ、タブレット端末をいい、以下「対象端末」といいます。）の破損・故障等により利用者に生じた損害に関して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を当社、被保険者を利用者とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から一定額を上限とする保険金が支払われるサービスをいいます。

第4条（対象端末（保険の対象））

1. 当社所定のインターネット接続サービスに接続することができる通信機器のうち、以下の表の種別、かつ、以下の条件を満たすものを、対象端末とします。
 1. 本サービス利用開始日時点でメーカー発売日から5年以内の製品であるか、またはメーカー発売日から5年以上経過した製品であっても、本サービス利用開始日を起算日として1年前より後に購入されたことの証明がとれる通信端末機器とします。
 2. 端末機器購入時および本サービスの利用契約締結時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末
 3. 利用者の所有する端末
 4. 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末
 5. 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末
2. 初回の通信端末修理費用保険の保険金請求後、当該端末を対象端末として登録を行います（異なる2端末まで登録可能です）。2回目以降の利用（保険金請求）は、初回に登録された端末以外の端末を対象端末とします。ただし、第7条（補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合））の表の対象期間を経過した場合は、登録は解除され、新たな端末を対象端末とすることができないものとします（この場合、登録解除後の初回の利用後に新たな端末が対象端末として登録されません。）

3. 対象端末は、第7条（補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合））の表に記載される種別に限られます。
4. 以下のものは、対象端末から除かれます。
 1. 利用契約締結時点より1年以前に購入した端末
 2. 第7条（補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合））の表の対象期間経過後の端末
 3. 対象端末の付属品・消耗品（ACアダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・コントローラー・バッテリー・外部記録媒体・その他類似機器・製品等）
 4. 中古製品として購入された端末
 5. 対象端末内のソフトウェア
 6. レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末
 7. 業務用に利用されている端末
 8. 過去に当該対象端末のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、不適正な修理・加工・改造・過度な装飾がされたと運営元が判断した端末
 9. 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末
 10. 日本国外のみで販売されている端末
 11. 本特典以外の保険、または保証サービス（延長保証サービス等を含みます。）等を用いて修理又は交換が可能な端末

第5条（補償期間）

1. 利用者は、本サービスの利用契約締結期間中、通信端末修理費用保険を利用できるものとします。
2. 初回の通信端末修理費用保険利用（保険金請求）後、当該端末を対象端末として登録を行います。2回目以降の利用（保険金請求）は、初回に登録された端末以外の端末を対象端末とします。ただし、対象端末の第7条（補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合））の表の対象期間を経過した場合は、登録は解除され、新たな端末を対象端末とすることができるものとします（この場合、登録解除後の初回の利用後に新たな端末が対象端末として登録されます。）。

第6条（保険金の金額）

運営元は、利用者に第7条（補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合））の記載に応じて、対象端末に損害（修理費用・交換費用をいいます。）が生じた場合に、1利用者あたり1年（起算日は、本サービスの利用開始日とします。）につき下記記載の金額（不課税）を上限として、利用者が被った実損金額を通信端末修理費用保険金としてお支払いします。但し、以下「**■**保険金が支払われない場合」に該当する場合、保険金はお支払しないものとします。

第7条（補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合））

対象端末（※1）	対象期間（※2）	保険金額（※3）	ご利用上限回数（※6）
モバイルルーター	5年	修理可能：最大5万円 （※4） 修理不能：最大2.5万円 （※5）	対象端末にかかる 保険金について、年2回まで 但し、1端末について 1回までのお支払いになりま す。
モバイルゲーム機			
モバイル音楽プレーヤー			
ノートパソコン			
デスクトップパソコン			
スマートフォン			
スマートウォッチ			
タブレット端末			

※1 初回の通信端末修理費用保険利用（保険金請求）時に、対象端末の登録を行います。2回目以降の利用（保険金請求）は初回に登録された端末以外の端末を対象端末とします。なお、機種変更等により対象端末に変更がある場合は、運営元に届出するものとします。

※2 対象端末の対象期間（起算日は製品購入日）を保険金のお支払い対象期間とします。なお、一度、対象端末が登録された後、対象期間を経過した場合は、対象端末の登録は解除され、新たに対象端末の登録を行えるものとします。

※3 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理をした状況を指します。また、修理不能とは、対象端末のメーカー等での修理が不可能な場合で、利用者が対象端末を購入した状況を指します。

※4 対象端末のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額を上限として保険金（不課税）をお支払いします。なお、修理により同等品を本体交換した場合も修理可能扱いとなります。

※5 修理不能の場合は、購入価格の50%の金額に対して、最大金額を上限として保険金（不課税）をお支払いします。

※6 一の利用者に対して支払われる保険金（不課税）の上限額は、1年間（起算日は利用開始日）につき10万円です。但し、支払回数1回につき、支払上限額は5万円となります。利用開始日より1年間に、2つの対象端末（2つ目の対象端末が、1つ目の対象端末と同一の場合は対象外となります。）を上限として、支払回数は総計2回を上限とします。なお、下記の「■保険金が支払われない場合」に該当する場合は保険金の支払いを受けることができません。

【提出必要書類】

区分	提出必要書類
「修理可能」 の場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 2. 修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等故障を証明できるもの 3. 損害状況・損害品の写真 4. メーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑）

「修理不能」 の場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 2. 修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不能であることを証明できるもの 3. 新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの 4. 修理不能となった対象端末のメーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑）
---------------	---

■保険金が支払われない場合 「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。

1. 利用者の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
2. 利用者と同居するもの、利用者の親族、利用者の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
3. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
4. 洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害
5. 台風・旋風・暴風等の風災による損害
6. 引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
7. 利用者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
8. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）
9. 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
10. 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
11. 本サービスの利用開始日以前（利用開始日も含む）に利用者に生じた、お支払要件に定める被害
12. 本サービスの利用契約が終了した日の翌日以降に利用者に生じた、お支払要件に定める被害
13. 対象端末が、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合（携帯電話通信会社で販売した製品または日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く）
12. 対象端末を家族・知人・オークション等から購入・譲受した場合
13. 対象端末が、利用者以外の者が購入した端末であった場合
14. 対象端末を家族・知人・オークション等から購入・譲受した場合
15. 対象端末を利用者以外の者が使用している場合
16. 付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・周辺機器等の、故障、破損、または交換の場合
17. ご購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良を含む）
18. 対象端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由
19. すり傷、汚れ、しみ、焦げ等、対象機器の本体機能に直接関係のない外形上の損傷
20. 対象機器を盗難または紛失した場合
21. 対象端末を、加工または改造した場合

22. 対象端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による場合
23. 対象端末にかかった、修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する費用・送料・Apple エクスプレス交換サービス利用料 など）
24. 取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した電氣的・機械的故障
25. 自然故障
26. 詐欺、横領によって生じた損害
27. 自然の消耗、劣化、縮み、変色または変質による損害
28. 修理中に航空運賃が含まれている場合は、航空輸送によって増加した費用による損害
29. 日本国外で発生した事故による損害
30. 対象端末が盗難によって生じた損害
31. 中古品として購入した対象端末に生じた電氣的・機械的事故に起因する損害
32. ソフトウェアに起因する損害

以上

この規約は、2022年7月1日から実施します。

改定日：2023年4月1日